

令和4年度与謝野町産業振興補助金のご案内

〔発行月〕令和4年8月

メニューは10種類!! ぜひご活用ください!

与謝野町では、がんばる中小企業・小規模企業者の皆さんの活躍を応援する8種類の支援制度を設けており、新型コロナウイルス感染症の対応としてもご活用いただけます。

いずれの制度も、事前審査が必要ですので、支援を受けようと思われる方は、着手される前に商工振興課(43-9012)へ相談をお願いします。



事業期間

交付決定日～令和5年3月15日(水)

01 創業等支援事業

創業・事業拡大・事業転換の設備等に係る経費の一部を補助します。

| 概要 | | 補助対象経費 | 補助金額 |
|------|--------------------------------------|--------------|---------------------------------|
| 創業 | 新たに商工業を開業する場合、経費の一部を補助します | 設備等に 係る費用 | 100万円以上の投資に対して30万円 |
| 事業拡大 | 現在の事業を継続しながら事業を拡大する場合、経費の一部を補助します | | |
| 事業転換 | 現在の事業を縮小・廃止し、新たに事業を起こす場合、経費の一部を補助します | | ※経費の一部に研修等が含まれる場合は、人材育成事業の活用が可能 |

● 申請条件等／① 事業所等は町内に設けていただく必要があります。② 申請される法人または個人事業主は町内に住所を有する方に限ります。③ 補助金の交付は開業年度に限ります。④ 事業拡大・事業転換は日本標準産業分類の中分類を越えた事業分野への拡大・転換を条件とします。(製造業は事業拡大の条件が一部異なりますので、商工振興課まで)

● 申請受付／令和4年12月23日(金)まで

※「創業等支援事業」における「常用雇用」とは、ハローワークの紹介により契約期間の定めのない(定年制は除く)雇用契約という意味です。

02 国内・海外販路開拓支援事業

町内事業者・団体が行う販路開拓事業に要する経費の一部を補助します。

| 概要 | 補助対象経費 | 補助金額 |
|---------------------------------------|--|---|
| 自社で企画・製造等をした商品・製品の販路開拓に要する経費の一部を補助します | 見本市・イベント等参加料、催事会場使用料、ブース料、宣伝販売員業務委託料、通訳・翻訳料、広告宣伝費、展示物作製委託料、運搬料、パッケージデザイン作成料等 | 対象経費の1/3以内で、上限20万円(国内)、40万円(海外) ※年度内1回限り |

● 注意事項／国内の場合は、府外(京都市を除く)で販路開拓を行う場合に限りです。同一会場での販路開拓事業については、3回までとします。

● 申請受付／申請受付／令和4年12月23日(金)まで

03 デジタル技術活用促進事業

デジタル技術導入する経費の一部を補助します。

| 概要 | 補助対象経費 | 補助金額 |
|--|---|--------------------|
| 自らの課題解決のため、デジタル技術導入する事業に要する経費の一部を補助します | 専門家委託費、旅費、ソフトウェア購入費、設備並びに機器の借上料及び購入費その他町長が認める経費 | 対象経費の1/2以内(上限10万円) |

デジタル技術とは、機械の自動化、IoTの導入、HPの導入・更新、キャッシュレス機器の導入又は各種データを収集し、解析し、及び活用する技術であって、付加価値を創出するものをいう。

※パソコン、タブレットの購入費は、対象外となります。

- 申請受付／令和4年12月23日(金)まで

04 人材育成事業

町内事業者が従業員等に対し、事業に不可欠な技術・資格の新規取得や技能習得を目的に外部から講師を招聘する研修を行うための経費の一部を補助します。

| 概要 | 補助対象経費 | 補助金額 |
|---|-----------------------|--------------------------------|
| 技能習得を目的に外部から講師を招聘する場合、経費の一部を補助します | 講師派遣料 | 対象経費の1/3 以内で上限20万円 ※ 1 回限り |
| 事業主または従業員が事業に不可欠な技術・資格の新規取得を目的とした研修に参加する場合、経費の一部を補助します。 | 公的機関等が開催する研修会の受講料・教材費 | 対象経費の1/3 以内で上限5万円 ※ 1 企業当たり |

- 申請受付／令和4年12月23日(金)まで

05 アンテナショップ支援事業

京都市を除く府外で空き店舗を活用した特産品等の販売促進を行う経費の一部を補助します。

- 補助対象町内に住所を有し、京都市を除く府外において空き店舗を活用し、主に町の特産品を販売する方
- 補助対象経費／店舗の賃借料、改装や設備、機器の購入費
- 補助金額／対象経費の1/3 以内で上限50万円
- 申請受付／令和4年12月23日(金)まで

06 知的財産権取得支援事業

自社製品の付加価値化、新技術・新製品の開発促進を図ることを目的に、知的財産権の取得を行った町内中小企業者等に対し、取得に要した経費の一部を補助します。

- 補助対象経費／特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権等(国外権利を含む)の取得に係る費用
- 補助金額／対象経費の1/3以内で上限5万円、1事業所年度内1回限り、知的財産権取得の日から1年以内の申請に限ります。
- 申請受付／令和4年12月23日(金)まで

07 商業活性化支援事業

| 概要 | 補助対象経費 | 補助金額 |
|--|---|------------------------------|
| 地域の特色を生かした魅力ある商店街づくりを推進するため、町内の商店街団体等が行う事業に要する経費の一部を補助します。 | 補助対象経費／設備・調査に係る経費等 ● 具体例／商店街等における街路灯・案内看板等の整備、共同利用施設の整備、地域のネットワーク構築に係る調査研究 ※店舗等賃借料の補助対象は、1ヵ月20万円で6ヵ月を上限とします。 ※国又は京都府の補助金を町が受ける場合は、その金額を上積みします。 | 補助金額／対象経費の1/3以内 (上限300万円) |

●申請受付／令和4年12月23日(金)まで

08 リクルーティング強化事業

町内在住者や都市部の学生等を採用するために必要な活動経費の一部を補助します。

| 概要 | 補助対象経費 | 補助金額 |
|----------------------------------|--|---------------------|
| 自社の雇用拡大を目的とした採用活動に要する経費の一部を補助します | 旅費、会場使用料、広告宣伝費、展示物制作委託料、運搬料、WEB制作委託料など | 対象経費の1/3 以内で、上限20万円 |

●申請受付／令和4年12月23日(金)まで

09 企業連携ビジネス促進事業

与謝野町は、町内事業者の連携が進んでいる町です。事業所の連携により新しいビジネスを創出するための経費の一部を補助します。

| 概要 | 補助対象経費 | 補助金額 |
|---|---|-----------------------------|
| 町内に事業所を有する者と相互に連携し、新たな商品又はサービスを開発する事業の経費の一部を補助する。 | 原材料費、外部委託費、旅費、広報宣伝費、建物改修費、設備及び機器の借上料及び購入費、その他町長が認める経費 | 補助金額／対象経費の1/2以内 (上限30万円) |

●申請受付／令和4年12月23日(金)まで

10 特産品育成支援事業

与謝野町特産品の販路拡大を図るため、必要な活動経費の一部を補助します。

| 概要 | 補助対象経費 | 補助金額 |
|--|----------------------------|-----------------------------|
| 特産品認定事業者が特産品の販売促進を図るために要する経費の一部を補助します。 | 外部委託費、広報宣伝費、旅費、その他町長が認める経費 | 補助金額／対象経費の1/2以内 (上限10万円) |

●申請受付／令和4年12月23日(金)まで

令和4年度与謝野町金融補助金のご案内

01 企業活性化支援利子補給金

次に該当する商工業者(中小企業者)が設備投資を行った場合、支払われた利子額の一部を補助します。

- 対象者／① 保証協会の保証対象業種を営む方 ② 経営内容が明らかであること ③ 町内に1年以上居住し、町内にある工場等へ設備投資を行った方 ④ 町税等の滞納がない方(すべての要件に該当することが必要です)
- 対象設備の基準／① 経営安定に必要な機械の購入、設置または改造 ② 経営合理化のための工場または店舗の増改築
- 利子補給の対象となる融資／① 金融機関からの独自の設備資金融資を受けた場合 ② 京都府の制度融資を利用して設備資金融資を受けた場合
- 利子補給期間／借入の日から起算して3年間(36ヶ月)
- 利子補給額／年当たり上限14万円(1月1日から12月31日までに支払った利子について、翌年に交付します)
- 利子補給率／借入利率の1.0%を上回る部分を利子補給します(実質金利1.0%。延滞利子は補給対象外)
- 申請時期／「広報よさの」等でお知らせします。

02 信用保証料補助金

商工業者が、次の京都府中小企業融資制度を受けるため、京都信用保証協会へ支払われた信用保証料の一部を補助します。

- 保証料補助の対象となる融資／京都府中小企業融資制度のうち、「一般振興融資」「小規模企業おうえん融資」「経営支援緊急融資」「あんしん借換融資」
- 対象者／① 町内に6ヵ月以上居住している方 ② 町内に主たる事業所を有する方 ③ 町税等の滞納がない方(すべての要件に該当することが必要です)
- 保証料補助額／1事業者当たり借受日を基準日として、1年度につき上限14万円
- 補助率／信用保証料の40%(借換資金に相当する保証料は除きます。)

産業振興補助金については、交付要件の一つに「町税の滞納がないこと」を要件としております。

令和4年度産業振興事業費補助金等の申請時には、下記の事項にご留意いただき、納税証明書入手のうえ、手続きいただきますようお願いいたします。

- ① 町税等納税証明書の申請窓口
与謝野町役場税務課(加悦庁舎)※野田川・本庁舎では発行できません。
- ② 証明書交付手数料 300円(1通につき)
- ③ 「町税等納税証明書請求書」及び「町税等納税証明書」を税務課に提出し、証明書の交付を受けて下さい。

町財政が厳しい状況にある中、各種団体向け、個人・企業向け(一部制度)補助金を5%削減させていただきます。ご理解いただきますようお願い申し上げます。